

ADRの現場から

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産に関するトラブルは、やはり住まいという商品と考え、就業先にも新居が決まり、提供側と、提供される側である消費者との間で多く発生しています。今回は、その中でも事業者の不手際や不誠実さに起因するトラブル事例を紹介します。

まずは引っ越し条件で地方での就職が決まっていたA氏です。インターネットで気に入った物件があつたため、見学から入居申し込み、その後、不動産会社から大家さんからの審査が通った旨の連絡がありました。当然、ネット不動産会社にクレームを入れ掲載の物件もサイトから削除ましたが、交渉の余地すらな

日本不動産仲裁機構

いといった対応でした。A氏は、不動産会社に対して憤りを感じており、謝罪と代替物件の無料での仲介を希望しています。

次に、追い焚き機能付きの中古マンションを購入したB氏です。引っ越し後、マンションの理事会より、購入した部屋のベランダに給湯器が設置していることは規約違反であるとの指摘を受けました。B氏が詳しい事情を調べてみると、リフォーム会社は、理事会への工事申請時は「追い焚き機能なし」の工事をする条件で申請したが、実際は給湯器をベランダに設置し「追い焚き機能付き」の部屋としてリフォームしていたことが判明しました。

しかし、2週間後、突然不動産会社から「大家さんが身内にその物件を貸したいとのことで、その物件を借りることで、その物件を借りることができなくなってしまった」と電話があり、一方的に解除の通告をされてしましました。納得ができないA氏は理事会より規約違反であるとの指摘を受けていることを説明し、ベランダにある給湯器の移設を要求するも、リフォーム会社からは「移設工事は不可能」「瑕疵がない」との回答を受けてしまいました。B氏は、このまま移設してもうえずに泣き寝入りするしかなく、自費で移設するしかないと悩んでいました。

最後は、ロフト付きの物件を借りたC氏です。C氏の借りた部屋のロフトには窓があり、この窓を開けるために油圧の装置が付いているのですが、これが入居時より故障してお

り、謝罪と代替物件の無料での仲介を希望しています。

しかしながら、窓を開ける事が出来ないこととなっていました。その事を再三にわたって

修理を依頼しているのですが、その度に、部品を探している建築

会社に問い合わせ中、と

かかった、窓を開ける事が出来ないこととなっていました。

その後、C氏は、管理会社の誠意のなさに怒りを覚え、改めて

補償を求めたいと考えていました。

B氏はリフォーム会社に、理事会より規約違反であると

の指摘を受けていることを説明し、ベランダにある給湯器

事業者の不手際に起因する相談事例